

# 指定介護老人福祉施設契約書

## 〔目 次〕

|                       |                     |
|-----------------------|---------------------|
| 第一章 総則                | 第六章 契約の終了           |
| 第1条 (契約の目的)           | 第11条 (契約の終了事由)      |
| 第2条 (施設サービス計画の決定・変更)  | 第12条 (契約者からの中途解約等)  |
| 第3条 (介護保険の基準サービス)     | 第13条 (契約者からの契約解除)   |
| 第4条 (介護保険の基準外サービス)    | 第14条 (事業者からの契約解除)   |
| 第二章 サービスの利用と料金の支払い    | 第15条 (契約終了に伴う援助)    |
| 第5条 (サービス利用料金の支払い)    | 第16条 (契約者の入院に係る取扱い) |
| 第6条 (利用料金の変更)         | 第17条 (居室の明け渡し—精算—)  |
| 第三章 事業者の義務等           | 第18条 (一時外泊)         |
| 第7条 (事業者及びサービス従事者の義務) | 第七章 その他             |
| 第8条 (守秘義務等)           | 第19条 (苦情処理)         |
| 第四章 契約者の義務            | 第20条 (協議事項)         |
| 第9条 (契約者の施設利用上の注意義務)  |                     |
| 第五章 損害賠償 (事業者の義務違反)   |                     |
| 第10条 (損害賠償責任)         |                     |

社会福祉法人別所清明会  
指定介護老人福祉施設別所温泉長寿園

私（以下「利用者」といいます。）と利用者代理人と特別養護老人ホーム別所温泉長寿園（以下「事業者」という。）は、利用者が指定介護老人福祉施設別所温泉長寿園（以下「長寿園」という。）における居室及び共用施設等を使用し生活するとともに、事業者から提供される介護福祉施設サービス等を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

## 第一章 総則

### （契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的として、利用者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第3条及び第4条に定める介護福祉施設サービスを提供します。

2 利用者は、第11条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

### （施設サービス計画の決定・変更）

第2条 事業者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

2 施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

3 事業者は、3ヶ月に1回、もしくは利用者及び利用者代理人等の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者及び利用者代理人等と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。

4 事業者は、施設サービス計画を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

### （介護保険の基準サービス）

第3条 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、長寿園において、利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

### （介護保険の基準外サービス）

第4条 事業者は利用者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。

(1) 利用者が選定する特別な食事の提供

(2) 利用者に対する理美容サービス

(3) 別に定めるところに従って行う利用者からの貴重品の管理

(4) 事業者が特別に定める教養娯楽等の提供あるいはレクリエーション行事

2 前項の他、事業者は、利用者の嗜好により使用される費用を介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。

3 前2項のサービスについて、その利用料金は利用者が負担するものとします。

4 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について必要に応じて利用者代理人等に対してもわかりやすく説明するものとします。

## 第二章 サービスの利用と料金の支払い

### （サービス利用料金の支払い）

第5条 事業者は、利用者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、利用者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、介護保険給付額という。）の限度において、利用者に代わって市町村から支払いを受けます。

2 利用者は、要介護度に応じて第3条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：サービス利用料金の負担割合に応じた額に居住費、食費を加えた額）を事業者に支払うものとします。但し、利用者が要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。【要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）】

3 第4条に定めるサービスについては、利用者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。

4 前項の他、利用者の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を事業者に支払うものとします。

5 前4項に定めるサービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、利用者はこれを事業者が指定する方法で支払うものとします。

6 1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

(利用料金の変更)

第6条 前条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金については、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。

- 2 前条第3項及び第4項に定めるサービス利用料金（食費、居住費の自己負担額を除く）については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、利用者に対して、変更を行う日の2ヶ月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 利用者は前項の変更不同意である場合には、本契約を解約することができます。

### 第三章 事業者の義務等

(事業者及びサービス従事者の義務)

第7条 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全確保に配慮するものとします。

- 2 事業者は利用者の体調・健康状態から見て必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、利用者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者及びサービス従事者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 4 事業者は、利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請の援助を行うものとします。
- 5 事業者は、利用者に対する介護福祉施設サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、利用者もしくは利用者代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

(守秘義務等)

第8条 事業者、サービス従事者又は従業員は、介護老人福祉施設サービスを提供する上で知り得た、利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

- 2 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 事業者は、第15条に定める利用者の円滑な退所のための援助を行う場合に、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書にて利用者の同意を得るものとします。

### 第四章 利用者の義務

(利用者の施設利用上の注意義務等)

第9条 利用者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途にしたがって利用するものとします。

- 2 利用者には、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
- 3 利用者は、長寿園の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及び利用者代理人等と事業者の協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

### 第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

(損害賠償責任)

第10条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者の生命・身体、財産に損害を及ぼした場合には利用者に対しその損害を賠償する責任を負います。但し事業者は自己の責に帰すべき事由がない限り損害賠償責任を負いません。

### 第六章 契約終了

(契約の終了事由)

第11条 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- (1) 利用者が死亡又は被保険者資格を喪失した場合
- (2) 要介護認定により利用者の心身の状況が自立、要支援1、要支援2、要介護1、要介護2と判定された場合
- (3) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により長寿園を閉

鎖した場合

- (4) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- (5) 長寿園が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (6) 第 12 条から第 14 条に基づき本契約が解約又は解除された場合

(利用者からの中途解約等)

第 12 条 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者へ通知するものとします。

- 2 利用者は第 6 条第 3 項の場合及び利用者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。
- 3 利用者が、第 1 項の通知を行わず居室から退去した場合には、事業者が利用者の解約の意志を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。
- 4 第 5 条第 6 項の規定は、本条に準用されます。

(利用者からの契約解除)

第 13 条 利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- (2) 事業者もしくはサービス従事者が第 8 条に定める守秘義務に反した場合
- (3) 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (4) 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(事業者からの契約解除)

第 14 条 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 利用者による、第 5 条第 1 項から第 4 項に定めるサービス利用料金の支払いが相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- (3) 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (4) 利用者が連続して 3 ヶ月を越えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- (5) 利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

(契約の終了に伴う援助)

第 15 条 本契約が終了し、利用者が長寿園を退所する場合には、利用者の希望により、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を利用者に対して速やかに行うものとします。

- (1) 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- (2) 居宅介護支援事業者の紹介
- (3) その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

(利用者の入院に係る取扱い)

第 16 条 利用者が病院または診療所に入院した場合、3 ヶ月以内に退院すれば退院後も再び施設に入所できるものとします。ただし、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時に施設の受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。

- 2 利用者が病院又は診療所に入院した場合、利用者は重要事項説明書に定める利用料金(所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分))を事業者へ支払うものとします。但し、利用者は、入院期間中、事業者が当該居室を短期入所生活介護に活用することに同意する場合には、所定のサービス利用料金を支払う必要はありません。

(居室の明け渡し—精算—)

第 17 条 利用者は、第 11 条 第 1 号から第 6 号により本契約が終了した場合において、すでに実施されたサービスに対する利用料金の支払い義務及び第 9 条 第 3 項(原状回復の義務)その他の条項に基づく義務を履行した上で、居室を明け渡しものとします。

- 2 利用者は、契約終了日までに居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金

(重要事項説明書に定める)を事業者に対し支払うものとします。

- 3 利用者は、第 15 条に定める援助を希望する場合には、援助が完了するまで居室を明け渡す義務及び前項の利用料金支払いの義務を負いません。
- 4 第 1 項の場合に、1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払額については第 5 条 第 6 項を準用します。

(一時外泊)

第 18 条 利用者は、事業者の同意を得た上で、外泊することができるものとします。この場合、利用者は外泊開始日の 3 日前までに事業者に届け出るものとします。

- 2 前項に定める外泊期間中において、利用者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分)を事業者に支払うものとします。

## 第七章 その他

(苦情処理)

第 19 条 事業者は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

(協議事項)

第 20 条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者との誠意を持って協議するものとします。

第 21 条 (利用者代理人)

- 1 利用者は、利用者代理人を選任し、この契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。
- 2 利用者代理人は利用者の身元引受人として契約上の義務・責任を負います。また、契約が終了した後、利用者の金品等の残置物を引き取る義務を負います。

# 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。  
(長野県指定 第 2070300245 号)

当施設はご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 〔目次〕                        |    |
| 1. 施設経営法人                   | 6  |
| 2. ご利用施設                    | 6  |
| 3. 居室の概要                    | 6  |
| 4. 職員の配置状況                  | 7  |
| 5. 当施設が提供するサービスと利用料金        | 7  |
| 6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について） | 9  |
| 7. 苦情の受付について                | 10 |
| 8. 第三者による評価の実施状況            | 10 |
| 9. 事故発生防止について               | 10 |
| 10. 非常災害対策について              | 11 |
| 11. 施設利用の留意事項               | 11 |

## 1. 施設経営法人

- |           |                   |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名   | 社会福祉法人 別所清明会      |
| (2) 法人所在地 | 長野県上田市別所温泉 1828-2 |
| (3) 電話番号  | 0268-38-3160      |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 浅田奨太          |
| (5) 設立年月日 | 昭和 45 年 4 月 20 日  |

## 2. ご利用施設

- |              |   |
|--------------|---|
| (1) 施設の種類    | 長野県第 2070300245 号 指定介護老人福祉施設<br>平成 12 年 4 月 1 日指定   |
| (2) 施設の名称    | 特別養護老人ホーム別所温泉長寿園  |
| (3) 施設の所在地   | 長野県上田市別所温泉 1828-2   |
| (4) 電話番号     | 0268-38-3160  |
| (5) 当施設の運営方針 | 利用者の心身の特性を十分に把握し、医療、保健、福祉サービス機関との連携を図り、適切な施設サービス計画に基づいた介護により、自立生活の支援を行い豊かな長寿社会に寄与します。   |
| (6) 開設年月日    | 昭和 45 年 4 月 20 日  |
| (7) 入所定員     | 84 人  |
| (8) 建物の構造    | 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 2 階  |
| (9) 建物の延べ床面積 | 4,388 m <sup>2</sup>  |
| (10) 併設事業    | 当施設では、次の事業を併設して実施しています。<br>【短期入所生活介護】長野県 2070300229 号 定員 16 名<br>【通所介護】長野県 2070300427 号 定員 30 名<br>【居宅介護支援事業】長野県 2070300054 号 |

## 3. 居室の概要

### (1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として 4 人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出ください。（但し、ご利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります。また、途中で居室の変更に伴い利用料等の増減が出る場合があります。）

| 居室・設備の種類 | 室数   | 備考    |
|----------|------|-------|
| 個室（一人部屋） | 12 室 | 従来型個室 |
| 二人部屋     | 13 室 | 多床室   |
| 四人部屋     | 16 室 | 多床室   |
| 合計       | 41 室 |       |

|       |    |          |
|-------|----|----------|
| 食堂    | 2  |          |
| 機能訓練室 | 2  | 【主な設置機器】 |
| 浴室    | 2  | 機械浴・特殊浴槽 |
| 医務室   | 1室 |          |

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務付けられている施設・設備です。

☆居室の変更：ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。またご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

#### 4. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞

※職員の配置については、基準省令第2条の指定基準の従業者の員数を遵守しています。

| 職種          | 常勤換算            |
|-------------|-----------------|
| 1. 施設長（管理者） | 1名              |
| 2. 介護職員     | 入所者数3人に対し職員1名以上 |
| 3. 生活相談員    | 1名              |
| 4. 看護職員     | 常勤数で3名以上        |
| 5. 機能訓練指導員  | 1名              |
| 6. 介護支援専門員  | 2名              |
| 7. 医師       | 1名（非常勤）         |
| 8. 管理栄養士    | 1名              |

#### 5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

- |                            |
|----------------------------|
| (1) 利用料金が、介護保険から給付される場合    |
| (2) 利用料金の全額をご利用者にご負担いただく場合 |

があります。

##### (1) 当施設が提供する基準介護サービス（契約書第3条参照）\*

以下のサービスについては、ご利用者の負担の割合に応じて介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

##### ①居室の提供

##### ②食事

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養ならびにご利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事を取っていただくことを原則としています。  
食事時間 朝食 8:30～ 昼食 12:00～ 夕食 17:00～

##### ③入浴

- ・入浴または清拭を週2回行います。（一般浴、機械浴ともに温泉浴となります。）
- ・寝たきりの方でも機械浴を使用して入浴することができます。

##### ④排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

##### ⑤機能訓練

- ・日常生活に即した機能訓練を行います。

##### ⑥健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

##### ⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

＜サービス利用料金（1日あたり）＞（契約書第5条参照）

別紙の利用料金表をご覧ください。

☆サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度及び負担限度額段階に応じて異なります。また、加算については状況およびご利用者により異なります。

☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償

還払い)。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

☆居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

☆ご利用者が、短期入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく1日あたりの利用料金は下記の通りです。(契約書第16条、第18条参照)なお入院期間中、事業者が当該居室を短期入所生活介護に活用することに不同意の場合は、新料金表居住費の1日あたりの負担額を日数で乗じた分をお支払いください。

|                    |        |
|--------------------|--------|
| 1.サービス利用料金         | 2,460円 |
| 2.うち、介護保険から給付される金額 | 2,214円 |
| 3.自己負担額(1-2)       | 246円   |

☆入所後30日間、また1ヶ月以上の入院を経過し退院した場合に、初期加算として1日につき30円お支払いいただきます。

☆当園では、ご利用者ご家族のご意向に添って看取り介護を行います。

医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した場合について、入所者又はそのご家族等に対して説明を行い、介護に関する方針についての合意を得て医師、看護職員、生活相談員、介護職員、介護支援専門員等が共同して、その人らしく最期が迎えらるよう支援いたします。

(2) (1) 以外のサービス(契約書第4条、第5条参照) \*

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 特別な食事(酒を含みます。)

② ご利用者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料 : 実費精算

③ 理髪・美容

[理髪サービス]

月に1回、理容師の出張による理髪サービス(調髪、顔剃、洗髪)をご利用いただけます。

利用料金: 1回当たり 2,500円

④ 貴重品の管理

ご利用者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。

詳細は以下の通りです。

○管理する金銭の形態: 施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりするもの: 上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書

○保管管理者: 施設長

○出納方法: 手続きの概要は以下の通りです。

・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。

・保管管理者は上記届出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。

・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご利用者へ交付します。

○利用料金: 1ヶ月当たり 1,500円

⑤ レクリエーション・クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金: 材料代等の実費をいただきます。

クラブ活動、書道、華道(材料代等の実費をいただきます。)

⑥ 複写物の交付

ご利用者は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。(1枚につき10円)

⑦ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

嗜好を伴った電化製品の使用電気料(1日あたり)

|   |      |     |       |     |     |     |   |
|---|------|-----|-------|-----|-----|-----|---|
| 〔 | 冷蔵庫  | 70円 | 電気あんか | 30円 | テレビ | 50円 | 〕 |
|   | 電気毛布 | 40円 | 電池    | 実費  |     |     |   |

そのほか個人的にかかった費用(病院受診費用、薬代、他)

※おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑧ 契約書第17条に定める所定の料金

ご利用者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が

明け渡された日までの期間に係る料金（1日あたり）は現状の介護度に応じた自己負担額及び介護保険給付相当額をご負担いただきます。

⑨ 処置料（浴衣代金） 3,000円

(3) 利用料金のお支払方法（契約書第5条参照）

前記（1）（2）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、翌月22日にご指定の口座より引落を致します。（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また下記医療機関での診療・入院治療を義務付けるものでもありません。）

(5) 協力医療機関

①医療法人共和会塩田病院 上田市中野 29-2

診療科：内科、外科、整形外科、循環器科、歯科、口腔外科、耳鼻咽喉科

②医療法人わかた内科 上田市新町 180-1

診療科：内科

③医療法人関歯科医院 上田市常田 2-941-2

診療科：歯科

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご利用者に退所していただく事になります。

（契約書 第11条参照）

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>①要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立、要支援 1,2、要介護 1,2 と判定された場合</li><li>②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により長寿園を閉鎖した場合</li><li>③施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合</li><li>④当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合</li><li>⑤ご利用者からの退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）</li><li>⑥事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）</li></ul> |
|--|

(1) ご利用者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書 第12、第13条参照）があった場合、契約の有効期間であっても、退所をすることができます。

その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約をお申し出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>①介護保険給付対象外サービス料金の変更に同意できない場合</li><li>②ご利用者が入院された場合</li><li>③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合</li><li>④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合</li><li>⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合</li><li>⑥他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合</li></ul> |
|---|

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書 第14条 参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>①ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合</li><li>②ご利用者による、サービス利用料金の支払いが、相当期間を定めた催告にもかかわらず支払われない場合</li><li>③ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合</li><li>④ご利用者が連続して3ヶ月を越えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合（*を参照）</li><li>⑤ご利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合</li><li>⑥職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）</li><li>⑦職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）</li></ul> |
|--|

⑧職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的いやがらせ行為）

\*ご利用者が病院等に入院された場合の対応について（契約書 第16条参照）

\*当施設入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合は、以下の通りです。

①検査入院等、短期入院の場合

1ヶ月につき6日以内（連続して7泊、複数の月にまたがる場合は12泊）の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。（1日あたり246円）

②上記期間を超える入院の場合

3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時に長寿園の受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。なお、短期入院の期間は、上記利用料金をご負担いただきます。

③3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

<入院期間中の利用料金>

上記、入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部をご負担いただくものです。ご利用者が利用していたベッドを短期入所生活介護に活用することにご同意し、当該ベッドを他利用者が使用した場合には、所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第15条参照）

当施設を退所する場合には、ご利用者の希望により、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご利用者に対して行います。

- ・適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- ・居宅介護支援事業所の紹介
- ・その他保健医療サービス事業所又は福祉施設サービスの提供者の紹介

※ご利用者が退所後、在宅に戻られる場合には、その際の相談援助にかかる費用として400円（介護保険から給付される費用の一部）をご負担いただきます。

7. 苦情の受付について（契約書第19条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者 生活相談員 南正覚高史）

○受付時間 毎週 月曜日～金曜日  
午前9時～午後5時まで

（土日祝祭日および12月30日から1月3日を除く）

また苦情受付ボックスを玄関受付に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

|                   |   |
|-------------------|---|
| 長野県福祉サービス運営適正化委員会 | 長野市若里 1570-1<br>(長野県社会福祉総合センター内)<br>電話 0120-28-7109 |
| 長野県国民健康保険団体連合会    | 長野市大字西長野字加茂北 143-8<br>電話 026-238-1580               |
| 上田市健康福祉部高齢者介護課    | 上田市大手 1-11-16<br>電話 0268-22-4100                    |

8. 第三者による評価の実施状況

|               |      |        |           |
|---------------|------|--------|-----------|
| 第三者による評価の実施状況 | 1 あり | 実施日    |           |
|               |      | 評価機関名称 |           |
|               |      | 結果の開示  | 1 あり 2 なし |
|               | 2 なし |        |           |

9. 事故発生防止について

(1) 安全かつ適切に、質の高いサービスを提供するために、事故防止マニュアルを作成し、介護・医療事故を防止するための体制を整備します。

(2) 入所者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。

入所者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに

行う。

10. 非常災害対策について

(1) 災害時の対応

職員、地元消防団、自治会により避難誘導を行い出火に際しては消防活動を行います。

(2) 防災設備

全館内スプリンクラー設備一式、小型消火器、火災受信機、屋内消火栓、誘導灯、非常灯、消防署への自動火災通報装置

(3) 防災訓練

年2回

(4) 防火管理者

佐藤大地

11. 施設利用の留意事項

当施設のご使用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり、生活常識の範囲内をお願いいたします。

(2) 面会

・面会時間は施設の定めた範囲内をお願いいたします。

・面会の際には面会票のご記入をお願いいたします。

・来訪される場合、食事制限・飲み込みに支障をきたすもの、生鮮食品、手作りのもの、自宅のタッパー等に移したものの、カットの必要性のあるもの、危険物の持ち込みはご遠慮ください。

(3) 外出・外泊

外出・外泊をされる場合は、事前にお申し出ください。

(4) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

利用料金表

自己負担分（単位）

| 項目                 | 単位              |
|--------------------|-----------------|
| 要介護 1              | 589             |
| 要介護 2              | 659             |
| 要介護 3              | 732             |
| 要介護 4              | 802             |
| 要介護 5              | 871             |
| 配置医師緊急時対応加算（早朝・夜間） | 650/回           |
| 配置医師緊急時対応加算（深夜）    | 1,300/回         |
| 看護体制加算Ⅰ（口）         | 4/日             |
| 看護体制加算Ⅱ（口）         | 8/日             |
| 夜勤職員配置加算Ⅲ（口）       | 16/日            |
| 療養食加算              | 6/回             |
| 生活機能向上連携加算Ⅰ        | 100/月           |
| 看取り介護加算（Ⅰ）         | 72/日（31日～45日以下） |
| 看取り介護加算（Ⅰ）         | 144/日（4日～30日以下） |
| 看取り介護加算（Ⅰ）         | 680/日（2～3日）     |
| 看取り介護加算（Ⅰ）         | 1,280/日（当日）     |
| 排せつ支援加算（Ⅰ）         | 10/月            |
| 排せつ支援加算（Ⅱ）         | 15/月            |
| 排せつ支援加算（Ⅲ）         | 20/月            |
| 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）      | 3/月             |
| 褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）      | 13/月            |
| 栄養マネジメント強化加算       | 11/日            |
| 経口維持加算（Ⅰ）          | 400/月           |
| 経口維持加算（Ⅱ）          | 100/月           |
| 個別機能訓練加算（Ⅰ）        | 12/日            |
| 個別機能訓練加算（Ⅱ）        | 20/月            |
| 再入所時栄養連携加算         | 200/回           |
| 日常生活継続支援加算Ⅰ        | 36/日            |
| 初期加算               | 30/日            |
| 口腔衛生管理加算（Ⅰ）        | 90/月            |
| 口腔衛生管理加算（Ⅱ）        | 110/月           |
| 退所前訪問相談援助加算        | 460/回           |
| 退所後訪問相談援助加算        | 460/回           |
| 退所時相談援助加算          | 400/回           |
| 退所前連携加算            | 500/回           |
| 安全対策体制加算           | 20/入所時に一回       |
| 科学時介護推進体制加算Ⅱ       | 50/月            |

|                |               |
|----------------|---------------|
| 自立支援促進加算       | 300/月         |
| 認知症チームケア推進加算Ⅰ  | 150/月         |
| 生産性向上推進体制加算Ⅱ   | 10/月          |
| 協力医療機関連携加算Ⅱ    | 5/月           |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） | 14%（総単位数に乗じる） |

| 段階    | 居住費（1日あたり） |       | 食費（1日あたり） |
|-------|------------|-------|-----------|
|       | 従来型個室      | 多床室   |           |
| 基準    | 1,231 円    | 915 円 | 1,445 円   |
| 第1段階  | 380 円      | 0 円   | 300 円     |
| 第2段階  | 480 円      | 430 円 | 390 円     |
| 第3段階① | 880 円      | 430 円 | 650 円     |
| 第3段階② | 880 円      | 430 円 | 1,360 円   |
| 第4段階  | 1,231 円    | 915 円 | 1,445 円   |

## 個人情報使用同意書

私及び家族は指定介護老人福祉施設サービスを受けるにあたり、私及び家族の個人情報をサービス担当者会議等連携するサービス担当者間で用いることに同意します。

さらに他の介護支援事業所、介護保険サービス事業者、病院、老人保健施設から情報を得ることや、他の介護支援事業所、介護保険サービス事業者、病院、老人保健施設へ情報を提供することに同意します。

## ベッド提供同意書

私は、入院している期間、他の利用者の短期入所利用のため、ベッドを提供することに同意します。

## 栄養ケア・マネジメント同意書

私は、栄養ケア・マネジメントを行うことに、同意します。

## 金銭等管理依頼及び費用等払い込み代行に関する依頼書

私は、このたび指定介護老人福祉施設別所温泉長寿園利用にあたり、私の所持金および預貯金の保管・管理を貴園に依頼します。

また、利用中に係る諸費用について私名義の口座より引き去り、その振込及び支払い代行に対し同意いたします。

\*諸費用とは

入所者利用料・食事代・医療費関係・散髪代・薬局支払・希望食等又、本人申し出物品購入支払等

## 衣類同意書

私は、長寿園で衣類を用意することに同意します。

# 喀痰吸引等業務（特定行為業務）の提供に係る同意書

下記の内容について十分な説明を受け内容を理解したので、喀痰吸引等業務（特定行為業務）の実施に同意いたします。

|                |   |         |
|----------------|---|---------|
| 喀痰吸引等（特定行為）の種別 | 口腔内の喀痰吸引<br>鼻腔内の喀痰吸引<br>胃ろうによる経管栄養<br>腸ろうによる経管栄養<br>気管カニューレ内の喀痰吸引<br>経鼻経管栄養 |         |
| 提供を受ける期間       | 医師の指示に基づいた期間  |         |
| 提供を受ける頻度       | 医師の指示に基づく頻度   |         |
| 提供体制           | 事業所名称   | 別所温泉長寿園 |
|                | 事業所責任者氏名  | 浅田奨太    |
|                | 事業所担当者氏名  | 南正覚高史   |
|                | 担当看護職員氏名  | 澤田浩子    |
|                | 担当医師氏名  | 和方俊二    |

## 看取り介護についての同意書

私は、看取り介護について、特別養護老人ホーム別所温泉長寿園の提供する対応ならびに説明を受け、私どもの意向に添ったものであり下記の内容を確認し同意いたします。

### 記

- ①本人に苦痛を伴う処置対応は行いません。また、危篤な状態に陥った場合も病院には搬送せず、園内にて最期を看取ります。
- ②身体的な介護では安心できる声かけをし、身近に人を感じられるよう尊厳を守る援助をいたします。
- ③食事はできる限り経口摂取に努めます。
- ④医師に相談指示を仰ぎながら、苦痛や痛みを和らげる方法をとって、園内でできる限りの看取り介護をいたします。
- ⑤ご家族の希望に添った対応に心がけます。
- ⑥但し、ご本人ご家族の希望、意向に変化があった場合は、その意向に従い援助させていただきます。
- ⑦看取り期に在宅へお戻りになる場合や入院する等で、当施設を退所された後、在宅や入院先で亡くなった場合、死亡日を含めて30日を上限として、当施設において行った看取り介護の提供日数を加算算定します。（当施設を退所した日の翌日から死亡日までの期間が30日以上の場合には算定はしません。）
- ⑧看取り加算は死亡月にまとめて算定しますので、当施設を入院等で退所された後でも入所していた時の看取り介護分の一部負担の費用は発生します。（前月分の看取り介護分を死亡月に請求します。）

以上

ご家族のご意向（ご自由にお書き下さい）



